西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱

令和８年３月 18 日

（要）告示第 12 号

（趣旨）

第１条　この告示は、市内における地域脱炭素への移行及び再生可能エネルギーの導入拡大を推進するため、予算の範囲内において、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西条市補助金等交付規則（平成１６年西条市規則第４０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、再生可能エネルギー発電設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1)　二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年３月３０日付け環政計発第２２０３３０１号。以下「国交付要綱」という。）に基づき実施する事業であり、かつ、他の法令等又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を経て実施する事業でないこと。

(2)　本市の区域内に設置されるものであること。

(3)　エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。

(4)　各種法令等に遵守した設備であること。

(5)　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の事業実施年度における国から西条市への交付決定通知日以後に、補助事業に係る工事請負契約を締結する事業であり、補助金交付決定後に、補助対象設備の設置に係る工事に着手するものであること。なお、補助対象設備が設置されている既築住宅を購入する場合にあっては、住宅の引渡し前であること。

(6)　整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は対象外とする。

(7)　補助事業に関するアンケート調査並びに国及び市が行う脱炭素に資するために実施する取組に協力し、国及び市が補助事業の内容を公表することに同意すること。

２　補助金の交付の対象となる補助対象者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、別表第１に定めるものとする。

(1)　市税を滞納している者

(2)　公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っている者

(3)　西条市暴力団排除条例（平成２３年西条市条例第２０号）第２条第２号及び第

３号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員等並びにこれらに関係する者

(4) 法人については、役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 法人でない団体については、団体の代表者が暴力団員に該当するもの

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又はこの営業に係る接客業務受託営業を行う者

(7) 補助事業について、国、県及び市から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けている者

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

３　補助金の額及び交付要件は、別表第１に定めるとおりとする。

（補助金の対象経費）

第３条　補助対象経費は、補助事業を実施するために必要な経費であって、別表第２に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除く。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第２号）

(2) 事業費内訳書（様式第３号）

(3) 誓約事項及び同意事項（様式第４号）

(4) 申請者の登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）

(5) 市税について完納していることが分かる書類

(6) 補助金の申請額の根拠となる資料（見積書、系統連携工事費負担金請求書等を含む総事業費及び補助対象経費の内訳が分かるもの）

(7) 補助対象設備の設置場所又は当該設備を設置する建築物（以下「補助対象施設」という。）等の地図及び写真

(8) 補助対象設備の仕様書又はカタログ

(9) 補助対象設備の計画時点における設置図（平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図及び設備一覧）又はこれらに代わるもの（補助対象設備及びそれ以外の設備の判別ができるもの）

(10) 工事請負契約書の写し

(11) 発電量・電力自家消費見込のシミュレーション等資料

(12) 補助事業の実施期間を把握できる予定工程表

(13) 承諾書（補助対象者である設備利用者と補助対象設備の所有者が異なる場合

は、所有者が事業を実施することに同意していることが分かる書類）

(14)　ＧＸコーディネーターが発行する脱炭素経営に関する面談シート又はＧＸコーディネーターへ相談した内容が分かる書類等（法人の場合に限る。）

(15)　ＰＰＡ事業者（需要家に対してＰＰＡ（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した補助対象設備で発電した電気を需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し、消費する契約形態をいう。以下同じ。）により電気を供給する事業者をいう。以下同じ。）又はリース事業者が申請する場合は、次のアからウまでに掲げる書類

ア　ＰＰＡ事業者又はリース事業者の登記事項証明書の写し

イ　ＰＰＡ又はリース契約書（法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できるもの）

ウ　料金計算書等（需要家の利用料から補助金交付額相当分が控除されることが分かるもの）

(16)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　申請者は、交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

３　申請者は、申請に係る事務手続及び補助金の受領について、関連設備等を販売し、又は工事を施工する業者等に委任することができる。この場合において、補助金の請求及び受領を委任するときは、交付申請書に西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金の請求及び受領に関する委任状（様式第５号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第５条　市長は、前条の規定により、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、申請者に西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第６条　市長は、補助金の交付の決定に当たり、次に掲げる条件その他必要な条件を付すものとする。

(1)　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市が行う補助対象設備の使用状況、補助対象施設の電力使用量その他必要な事項に関する調査に協力しなければならないこと。

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱の定めるところによること。

(3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。ただし、補助事業者が個人の場合はこの限りでない。

(5) 補助事業者は、取得財産等のうち次のアからウまでに掲げる財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（破棄を含む。）てはならないこと。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件（昭和５６年環境庁告示第５５号）で定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

ア　不動産及びその従物

イ　取得財産等の取得価格が単価５０万円以上の機械及び器具、備品その他の重要な財産

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、市長が定めるもの

(6) 前号ただし書に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金財産処分承認申請書（様式第７号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこと。また、その財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成２０年５月１５日付け環境会発第０８０５１５００２号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例によること。

(7) 財産処分承認基準第４の例により財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条第１項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとすること。

(8) 補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合

には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができること。

(9) 市長は、この告示の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、報告をさせ、又は検査を行うことができること。

（申請の取下げ）

第７条　申請を取り下げようとする場合の期日は、第５条の規定による通知書を受領した日から３０日を経過する日までとする。

（変更等の承認）

第８条　補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は廃止しようとする場合は、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金変更（廃止）承認申請書（様式第８号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

(1) 補助事業者の住所及び氏名又は法人の所在地、商号並びに代表者及び役員の職名及び氏名の変更

(2) 代理人の変更

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認める事項

２　市長は、前項の規定により承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認をするときは、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金変更（廃止）承認通知書（様式第９号）により補助事業者に通知するものとする。

３　補助事業者は、第１項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、速やかに、軽微な変更届出（様式第１０号）により市長に届け出なければならない。

（補助事業の完了予定期日の変更）

第９条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、完了予定期日変更報告書（様式第１１号）により市長に報告しなければならない。

２　次条による実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度の実績報告書を完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。

３　前項の規定にかかわらず、完了予定期日の変更が補助事業の内容に著しい変更を伴う場合は、前条に規定する補助金の変更承認申請によるものとする。

（実績報告）

第１０条　規則第１２条第１項の規定による実績報告に当たっては、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第１２号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実績に応じた内容の事業計画書

(2) 実績額を記載した事業費内訳書

(3) 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第１３号）（補助事業者が個人以外の場合に限る。）

(4) 補助対象経費の根拠資料（見積書等の補助対象経費の内訳が分かる資料）

(5) 領収書の写し

(6) 着工日、引渡日及び支払日が明記されている資料

(7) 施工前後の写真（施工後の写真については、次に掲げるものを撮影した写真であること。）

ア　全ての太陽電池モジュール

イ　パワーコンディショナー（機器の品番等が分かる写真を含む。）

ウ　蓄電池の設置状況等を撮影した写真（機器の品番等が分かる写真を含む。）（蓄電池を導入した場合に限る。）

(8) 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し

(9) 蓄電池の種別、型式名、蓄電容量等が分かる書類の写し（メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、メーカーカタログ等）（蓄電池を導入した場合に限る。）

(9) 補助対象設備の保証書の写し

(10) 補助対象設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図）又はこれらに代わるもの（補助対象設備及びそれ以外の設備の判別ができるものに限る。）

(11) 太陽電池モジュールの製造番号表

(12) 売電契約書の写し（余剰電力を売電する場合に限る。）

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第１１条　市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付額確定通知書（様式第１４号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の額の再確定）

第１２条　補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額するべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第１０条の規定に準じて提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、前条の規定に準じ

て改めて額の再確定を行うものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１３条　前２条の規定により補助金の確定の通知を受けた補助事業者は、市長に補助金交付請求書（様式第１５号）を提出しなければならない。ただし、補助金の受領を委任している場合は、関連設備等を販売し、又は工事を施工する業者等の任意の様式により請求することができる。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第１４条　補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第１６号）により通知するものとする。この場合において、市長は、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、第３号の場合（補助事業者の責めに帰すべき事情でない場合に限る。）において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(1) 規則第１４条各号の規定のいずれかに該当する場合

(2) 補助事業者が、この告示に基づく市長の指示に従わない場合

(3) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

２　規則第１５条第１項に規定する期限は、その命令のなされた日から２０日以内とする。

（自家消費量の報告）

第１５条　補助事業者は、補助事業の完了後１年間に発電した電力量や自家消費量等の実績について、自家消費に関する報告書（様式第１６号）により、市長が指定する日までに報告しなければならない。

（書類の整備保管）

第１６条　補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。ただし、取得財産等については、当該取得財産等の処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない（個人の場合を除く。）。

２　前項の規定により保管するべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（その他）

第１７条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長

が別に定める。

　　附　則

この告示は、令和　年　月　日から施行する。

別表第１（第２条関係）

１　個人向け（家庭用）太陽光発電設備

補助対象者	(1) 家庭用として自家消費型の太陽光発電設備を設置する個人（ＰＰＡ、リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。） (2) 実績報告時に市内に住所を有する個人 (3) 自ら居住する既存の市内の住宅等又は自ら居住するために新築し、若しくは購入する市内の住宅等に、補助対象設備を自らの資金で設置する者。ただし、店舗兼住宅等の併用住宅は除く。
補助金の額	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（ｋＷ表示の小数点以下切捨て）に１ｋＷ当たり９０，０００円を乗じて得た額。ただし、４５０，０００円又は補助対象経費の合計額のうち、いずれか低い額を限度とする。
交付要件	(1) 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「ＦＩＴ」という。）の認定又はＦＩＰ制度の認定を取得しないこと。 (3) 電気事業法（昭和３９年法律１７０号）第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 (4) 再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施（専らＦＩＴの認定を受けた者に対するものを除く。）し、次のアからシまでのいずれも遵守していること。 ア　地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 イ　関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。 ウ　防災、環境保全及び景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。

	エ　一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照すること。 オ　電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書及び竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理し、及び保存すること。 カ　設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 キ　接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 ク　防災、環境保全又は景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害及び自然破壊の防止並びに近隣への配慮を行うよう努めること。 ケ　補助対象設備を処分する際は、関係法令及び条例の規定を遵守すること。 (5) ＰＰＡの場合、ＰＰＡ事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（ＰＰＡ事業者が愛媛県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の５分の４とすることができる。）並びにサービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 (6) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること並びにリース料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担

	保すること。 (7) 次のア又はイのいずれかを満たすこと。 ア　補助事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に補助事業により導入する補助対象設備で発電する電力量の３０パーセント以上を当該需要家が消費すること。 イ　需要家の敷地外に補助事業により導入する補助対象設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

2　個人向け（家庭用）蓄電池

補助対象者	家庭用として住宅又はその敷地内に設置する個人
補助金の額	補助単価（補助対象経費を蓄電池容量（ｋＷｈ表示の小数点第２位以下切捨て。）で除した額の３分の１の額。ただし、４７，０００円を限度とする。）に蓄電池容量を乗じて得た額（１，０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、４７０，０００円を限度とする。
交付要件	(1) １の個人向け（家庭用）太陽光発電設備で導入する設備の附帯設備であって、２０ｋＷｈ未満の設備（ＰＰＡ、リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。）であること。 (2) 原則として補助対象設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 (3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (4) １２５，０００円／ｋＷｈ以下（工事費込み、税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 (5) ＰＰＡの場合、ＰＰＡ事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（ＰＰＡ事業者が愛媛県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の５分の４とすることができる。）並びにサービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 (6) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付さ

	れた上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること並びにリース料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 (7) 次のアからカまでのいずれも遵守していること。 ア　蓄電池部（初期実効容量１．０ｋＷｈ以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。初期実効容量は、ＪＩＳＣ４４１３で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用すること。また、システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 イ　初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、次の(ｱ)から(ｵ)までの表示がなされていること。 (ｱ) 初期実効容量は、製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量を示すこと。ただし、使用者が独自に指定できない領域は除く。算出方法については、ＪＩＳＣ４４１３を参照すること。 (ｲ) 定格出力は、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力を示すこととし、定格出力の単位はW、ｋW、MWのいずれかとすること。 (ｳ) 保有期間は、法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (ｴ) 廃棄方法は、使用済み蓄電池を適切に廃棄し、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 (ｵ) アフターサービスは、国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されて

	いること。 ウ　ＪＩＳＣ８７１５－２又はＩＥＣ６２６１９の規格を満足すること。 エ　リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合には、ＪＩＳＣ４４１２の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるＪＩＳＣ４４１２適用の猶予期間中は、ＪＩＳＣ４４１２－１又はＪＩＳＣ４４１２－２の規格も可とする。ＪＩＳＣ４４１２－２における要求事項の解釈等は、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（平成２２年4月２２日付け平成２２・０４・１９商局第３号）に準拠すること。 オ　リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量１０ｋＷｈ未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、蓄電システムの震災対策基準の製品審査に合格したものであること。第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であり、かつ、ＩＥＣＥＥ－ＣＢ制度に基づく国内認証機関（ＮＣＢ）であること。 カ　メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が１０年以上の蓄電システム（蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。）であることとし、次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれも遵守していること。 (ｱ)　当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めないこと。 (ｲ)　メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とすること。 (ｳ)　蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とすること。 (ｴ)　ＪＥＭ規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が１．０ｋＷｈ未満の蓄電システムは対象外とすること。

3　事業者向け（事業所用）太陽光発電設備

補助対象者	(1)　事業所用として自家消費型の太陽光発電設備を設置する事

	業者（ＰＰＡ、リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。） (2) 実績報告時に市内に事業所を有する事業者 (3) 自ら事業を営む市内の事業所等に補助対象設備を設置する者
補助金の額	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（ｋＷ表示の小数点以下切捨て）に１ｋＷ当たり５０，０００円を乗じて得た額。ただし、５，０００，０００円又は補助対象経費の合計額のうち、いずれか低い額を限度とする。
交付要件	(1) 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (2) 再エネ特措法に基づくＦＩＴの認定又はＦＩＰ制度の認定を取得しないこと。 (3) 電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 (4) 再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施（専らＦＩＴの認定を受けた者に対するものを除く。）し、次のアからシまでのいずれも遵守していること。 ア　地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 イ　関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。 ウ　防災、環境保全及び景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 エ　一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所についてを参照すること。 オ　２０ｋＷ以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助事業者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号、保守点検責任者の名称、氏名、住所及び連絡先

	電話番号、運転開始年月日並びに補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。ただし、屋根置きの場合はこの限りでない。 カ　電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書及び竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理し、及び保存すること。 キ　設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 ク　接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 ケ　防災、環境保全又は景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害及び自然破壊の防止並びに近隣への配慮を行うよう努めること。 コ　補助対象設備を処分する際は、関係法令及び条例の規定を遵守すること。 サ　１０ｋW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、廃棄等費用積立ガイドライン（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立て等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立て等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄又はリサイクルを実施すること。 シ　１０ｋW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険、地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。 (5)　ＰＰＡの場合、ＰＰＡ事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（ＰＰＡ事業者が愛媛県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の５分の４とすることができる。）並びにサービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

	(6) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること並びにリース料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 (7) 次のア又はイのいずれかを満たすこと。 ア　補助事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に補助事業により導入する補助対象設備で発電する電力量のうち、当該需要家が消費する電力量を含めて５０パーセント以上を愛媛県内の需要家が消費すること。 イ　需要家の敷地外に補助事業により導入する補助対象設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 (8) 本市が推進する脱炭素経営支援を行っているＧＸコーディネーターに対し、脱炭素経営に関する相談を行っていること。

4　事業者向け（事業所用）蓄電池

補助対象者	事業所又はその敷地内に設置する民間事業者
補助金の額	補助単価（補助対象経費を蓄電池容量で除した額（ｋＷｈ表示の小数点２位以下切捨て。）の３分の１の額。ただし、２０ｋＷｈ未満の設備の場合にあっては４７，０００円を、２０ｋＷｈ以上の設備の場合にあっては５３，３３３円を限度とする。）に、蓄電池容量を乗じて得た額（１，０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、１，５９９，０００円を限度とする。
交付要件	(1) ３の事業者向け（事業所用）太陽光発電設備で導入する設備の附帯設備であること。（ＰＰＡ、リース等により事業者の施設等に導入される場合を含む。） (2) 原則として補助対象設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。

	(3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (4) 家庭用にあっては１２５，０００円／ｋＷｈ、業務用にあっては１１９，０００円／ｋＷｈ以下（いずれも工事費込み、税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 (5) ＰＰＡの場合、ＰＰＡ事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（ＰＰＡ事業者が愛媛県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の５分の４とすることができる。）並びにサービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 (6) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること並びにリース料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 (7) ２０ｋＷｈ以上の蓄電池の場合、西条市火災予防条例（平成１６年西条市条例第２０６号）で定める基準の対象となる蓄電システムであること。 (8) 次のアからカまでのいずれも遵守していること。 ア　蓄電池部（初期実効容量１．０ｋＷｈ以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。初期実効容量は、ＪＩＳＣ４４１３で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用すること。また、システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 イ　初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、次の(ｱ)から(ｵ)までの表示がなされていること。

	(ｱ) 初期実効容量は、製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量を示すこと。ただし、使用者が独自に指定できない領域は除く。算出方法については、ＪＩＳＣ４４１３を参照すること。 (ｲ) 定格出力は、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力を示すこととし、定格出力の単位はW、ｋW、MWのいずれかとすること。 (ｳ) 保有期間は、法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (ｴ) 廃棄方法は、使用済み蓄電池を適切に廃棄し、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 (ｵ) アフターサービスは、国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。 ウ　ＪＩＳＣ８７１５－２又はＩＥＣ６２６１９の規格を満足すること。 エ　リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合には、ＪＩＳＣ４４１２の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるＪＩＳＣ４４１２適用の猶予期間中は、ＪＩＳＣ４４１２－１又はＪＩＳＣ４４１２－２の規格も可とする。ＪＩＳＣ４４１２－２における要求事項の解釈等は、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（平成２２年4月２２日付け平成２２・０４・１９商局第３号）に準拠すること。 オ　リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量１０ｋWｈ未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、蓄電システムの震災対策基準の製品審査に合格したものであること。第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であり、かつ、ＩＥＣＥＥ－ＣＢ制度に基づく国内認証機関（ＮＣＢ）であること。 カ　メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が１０年以上の蓄電システム（蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。）で

	あることとし、次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれも遵守していること。 (ｱ) 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めないこと。 (ｲ) メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とすること。 (ｳ) 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とすること。 (ｴ) ＪＥＭ規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が１．０ｋＷｈ未満の蓄電システムは対象外とすること。

別表第２（第３条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	補助事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、補助事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省の２省が協議して決定した公共工事設計労務単価表を参考として、補助事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	補助事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 (1) 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） (2) 水道、光熱及び電力料（補助事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） (3) 機械経費（補助事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費及び労務費を除く。）） (4) 負担金（補助事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器及び系統設備に対する工事費負担金（１万３，５００円/ｋＷを限度とする。））

	（間接工事費）	共通仮設費	補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 (1) 補助事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、後片付け整地等に要する費用 (3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 技術管理に要する費用 (5) 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	補助事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	附帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲の経費をいい、算定方法は本工事費に準じて算定する。
	機械器具費		補助事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借上げ、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		補助事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費

			用をいう。
設備費	設備費		補助事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		補助事業を行うために直接必要な機器、設備、システム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。ＰＰＡ契約、リース契約等により実施される場合は、補助事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		補助事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

注　いずれも交付要件を満たす範囲に限る。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

西条市長　　殿

申請者　郵 便 番 号 〒

住所・所在地

氏名（ふりがな）・名称

☐法人（名称・代表者の職・氏名）☐個人（氏名）

担 当 者 氏 名

電　話　番　号

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付申請書

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

１　申請する補助金の種類と交付申請額

補助金の種類	交付申請額
個人向け（家庭用）太陽光発電設備	円
個人向け（家庭用）蓄電池	円
事業者向け（事業所用）太陽光発電設備	円
事業者向け（事業所用）蓄電池	円
交付申請額合計	円

２　事業期間

　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

３　交付申請額及び事業計画の詳細並びに添付資料　　別添のとおり

（裏面につづく）

（裏面）

４　委任状

私は、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱第４条に規定する交付申請に関する手続権限について、次のとおり委任します。

委任者	住所	
	氏名（法人名）	
	電話番号	
代理人 （担当者）	住所	
	氏名（法人名）	
	部署	
	電話番号	
	E-Mail	

注　手続を委任した場合であっても、提出された書類の内容について、一定期間代理人と連絡が取れない場合又は市からの確認に対し、代理人から明確な回答が得られない場合は、委任者本人に連絡及び確認を行います。

様式第２号（第４条関係）

事業計画書（家庭用:太陽光発電設備）

１　補助対象設備

(1) 申請者				
(2) 住宅の所有者		□ 申請者と同じ □ 申請者以外（　　　　　　　　　　　　）		
(3) 住宅の区分		□ 既築住宅　□ 新築住宅(注文)　□ 新築住宅(建売) □ その他（　　　　　　　　　　　）		
(4) 設備の所有者		□ 個人（申請者）　□ ＰＰＡ事業者　□ リース事業者		
(5) 設備の設置場所		□ 申請者住所と同じ □（西条市　　　　　　　　　　　　　）		
(6) 設置事業者		住所 名称　　　　　　　　　電話		
(7) 事業着手予定日		年　月　日		
(8) 工事完了予定日		年　月　日		
(9) 太陽電池モジュール	メーカー名			
	型 式			
	公称最大値 ①	W	W	W
	公称最大出力	①×枚数÷1,000	①×枚数÷1,000	① ×枚数÷1,000
		kW	kW	kW
	公称最大出力 合計 ②	kW		
(10) パワーコンディショナー	メーカー名			
	型 式（品番）			
	定格出力	kW	kW	kW
	定格出力 合計 ③	kW		
(11) 設備の最大出力 ④		kW	②と③のいずれか低い方の数値を記載すること（小数点以下切捨て）	
(12) 補助対象出力 ⑤		kW	④と 5kW のいずれか低い方の数値を記載すること	

注　着手予定日は、契約締結日又は工事着工予定日のいずれか早い方を記入

（裏面へ続く）

（裏面）

2　補助金交付申請額

項目		金額	備考
補助対象経費	工事費	円（税抜き）	事業費内訳書（様式第３号）の工事費小計と一致すること
	設備費	円（税抜き）	事業費内訳書の設備費と一致すること
	業務・事務費	円（税抜き）	事業費内訳書の業務費と事務費の計と一致すること
	合計	円（税抜き）	事業費内訳書の合計と一致すること
補助金交付申請額		円	（⑤×90,000円） 上限額450,000円

3　発電量及び電力自家消費量見込み

年間電力自家消費量見込み　A	年間発電量見込み　B	自家消費率（A/B×100）
kWh	kWh	％

注１　発電量及び電力自家消費量見込のシミュレーション等資料を添付

２　自家消費率３０％未満の場合は補助対象外

4　余剰電力

余剰電力売電の有無	有　　・　　無
売電予定先	

注　固定価格買取制度（ＦＩＴ）の認定又はＦＩＰ(Feed in Premium)制度の認定による売電は補助対象外

様式第２号（第４条関係）

事業計画書（家庭用:蓄電池）

１　補助対象設備

(1) 申請者			
(2) 設備の所有者	□ 個人（申請者）　□ ＰＰＡ事業者　□ リース事業者		
(3) 設置事業者	□ 太陽光発電設備設置業者と同じ □ 太陽光発電設備設置業者以外 住所 名称　　　　　　　電話		
(4) 事業着手予定日	年　　月　　日		
(5) 工事完了予定日	年　　月　　日		
(6) 蓄電池	メーカー名		
	型式（品番）		
	蓄電池容量 ①	kWh	小数点第二位以下切捨て 上限：19.9 kWh
(7) 補助対象容量 ②		kWh	①と 10kWh のいずれか低い方の数値を記載すること。

注　事業着手予定日は、契約締結予定日又は工事着工予定日のいずれか早い日を記入してください。

２　補助金交付申請額

項目		金額	備考
補助対象経費	工事費	円（税抜き）	事業費内訳書（様式第３号）の工事費小計と一致すること
	設備費	円（税抜き）	事業費内訳書の設備費と一致すること
	業務・事務費	円（税抜き）	事業費内訳書の業務費と事務費の計と一致すること
	合計 ③	円（税抜き）	事業費内訳書の合計と一致すること
１kWh 当たりの蓄電池価格 ④ ※低い方を選択		□　　　円/kWh	(③÷①) １円未満切捨て
		□ １４１，０００円/kWh	上限価格
1kWh 当たりの補助単価 ⑤ ※低い方を選択		□　　　円/kWh	(④×1/3) １円未満切捨て
		□ ４７，０００円/kWh	上限単価
補助金交付申請額		円	(②×⑤) 1,000 円未満切捨て 上限：470,000 円

（裏面に続く）

（裏面）

注　蓄電池の価格が１２５，０００円／ｋＷｈ以下となるよう努めてください。
１２５，０００円／ｋＷｈを超える場合は，下記のとおり調達に努めたことに該当することを確認してください。（下記３の申請欄に要記入）

３　蓄電システムの調達について

□　販売事業者等に対して、１２５，０００円／ｋＷｈ以下の蓄電システムの調達可否の確認を行いましたが、条件を満たす蓄電システムの調達が困難なため、表面の設備について申請します。

記入日	年　　月　　日
住所	
氏名	
理由	□　複数の見積りを取ったが、全て基準以上 □　えひめ太陽光発電設備等共同購入事業を利用 □　他に選択肢がない（新築住宅を購入した業者の斡旋） □　その他（以下、具体的にご記入ください。）

様式第２号（第４条関係）

事業計画書（事業者用:太陽光発電設備）

１　補助対象設備

<table>
<tr><td rowspan="3" colspan="2">(1) 申請事業者</td><td>事業者の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>資本金の額又は出資の総額</td><td>円</td><td>従業員数</td><td>人</td></tr>
<tr><td>業種</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 事業所の所有者</td><td colspan="4">☐ (1)の事業者と同じ
☐ (1)の事業者以外（　　　　　　　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">(3) 設備の所有者</td><td colspan="4">☐ 事業者（申請者）　☐ ＰＰＡ事業者　☐ リース事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">(4) 設備の設置場所</td><td colspan="4">☐ 申請者住所と同じ
☐（西条市　　　　　　　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">(5) 設置事業者</td><td colspan="4">住所
名称　　　　　　　　　　電話</td></tr>
<tr><td colspan="2">(6) 事業着手予定日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">(7) 工事完了予定日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">(8)
太陽電池モジュール</td><td>メーカー名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>型　式</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>公称最大値 ①</td><td>W</td><td>W</td><td colspan="2">W</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公称最大出力</td><td>①×枚数÷1,000</td><td>①×枚数÷1,000</td><td colspan="2">①×枚数÷1,000</td></tr>
<tr><td>kW</td><td>kW</td><td colspan="2">kW</td></tr>
<tr><td>公称最大出力 合計 ②</td><td colspan="4">kW</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(9)
パワーコンディショナー</td><td>メーカー名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>型　式（品番）</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>定格出力</td><td>kW</td><td>kW</td><td colspan="2">kW</td></tr>
<tr><td>定格出力 合計 ③</td><td colspan="4">kW</td></tr>
<tr><td colspan="2">(10) 設備の最大出力 ④</td><td colspan="2">kW</td><td colspan="2">②と③のいずれか低い方の数値を記載すること（小数点以下切捨て）。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(11) 補助対象出力 ⑤</td><td colspan="2">kW</td><td colspan="2">④と 100kW のいずれか低い方の数値を記載すること。</td></tr>
</table>

注　着手予定日は、契約締結予定日又は工事着工予定日のいずれか早い方を記入

（裏面に続く）

（裏面）

2　補助金交付申請額

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>金額</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">補助対象経費</td><td>工事費</td><td>円（税抜き）</td><td>事業費内訳書（様式第３号）の工事費小計と一致すること</td></tr>
<tr><td>設備費</td><td>円（税抜き）</td><td>事業費内訳書の設備費と一致すること</td></tr>
<tr><td>業務・事務費</td><td>円（税抜き）</td><td>事業費内訳書の業務費と事務費の計と一致すること</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>円（税抜き）</td><td>事業費内訳書の合計と一致すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助金交付申請額</td><td>円</td><td>（⑤×50,000 円）
上限額 5,000,000 円</td></tr>
</table>

3　発電量及び電力自家消費量見込み

年間電力自家消費量見込み　①	年間発電量見込み　②	自家消費率（①/②×１００）
kWh	kWh	％

注１　発電量及び電力自家消費量見込のシミュレーション等資料を添付

　２　自家消費率５０％未満の場合は補助対象外

4　余剰電力

余剰電力売電の有無	有　　・　　無
売電予定先	

注　固定価格買取制度（ＦＩＴ）認定又はＦＩＰ(Feed in Premium)制度の認定による売電は補助対象外

様式第２号（第４条関係）

事業計画書（事業者用:蓄電池）

１　補助対象設備

<table>
<tr><td colspan="2">(1) 申請事業者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 設備の所有者</td><td colspan="2">☐ 事業者（申請者）　☐ ＰＰＡ事業者　☐ リース事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">(3) 設備の設置事業者</td><td colspan="2">☐ 太陽光発電設備設置業者と同じ
☐ 太陽光発電設備設置業者以外
住所
名称　　　　　　　電話</td></tr>
<tr><td colspan="2">(4) 事業着手予定日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">(5) 工事完了予定日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(6)
蓄電池</td><td>メーカー名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>型式（品番）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>蓄電池容量 ①</td><td>kWh</td><td>小数点第二位以下切捨て</td></tr>
<tr><td colspan="2">(7) 補助対象容量 ②</td><td>kWh</td><td>①と 30kWh のいずれか低い方の数値を記載すること。</td></tr>
</table>

注１　事業着手予定日は、契約締結予定日又は工事着工予定日のいずれか早い日を記入してください。

２　補助金交付申請額

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>金額</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">補助対象経費</td><td>工事費</td><td>円（税抜き）</td><td>事業費内訳書（様式第３号）の工事費小計と一致すること</td></tr>
<tr><td>設備費</td><td>円（税抜き）</td><td>事業費内訳書の設備費と一致すること</td></tr>
<tr><td>業務・事務費</td><td>円（税抜き）</td><td>事業費内訳書の業務費と事務費の計と一致すること</td></tr>
<tr><td>合計 ③</td><td>円（税抜き）</td><td>事業費内訳書の合計と一致すること</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">１kWh 当たりの
蓄電池価格 ④
※低い方を選択</td><td>☐　　　円/kWh</td><td>(③÷①)
１円未満切捨て</td></tr>
<tr><td>☐　１４１，０００円/kWh
☐　１６０，０００円/kWh</td><td>①が 20kWh 未満の設備の上限価格
①が 20kWh 以上の設備の上限価格</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">1kWh 当たりの
補助単価　⑤
※低い方を選択</td><td>☐　　　円/kWh</td><td>(④×1/3)
１円未満切捨て</td></tr>
<tr><td>☐　４７，０００円/kWh
☐　５３，３３３円/kWh</td><td>20kWh 未満の設備の上限
20kWh 以上の設備の上限</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助金交付申請額</td><td>円</td><td>(②×⑤)
上限：1,599,000 円
1,000 円未満切捨て</td></tr>
</table>

（裏面に続く）

（裏面）

注１　蓄電池の価格が、家庭用にあっては１２５，０００円／ｋＷｈ以下に、業務用にあっては１１９，０００円／ｋＷｈ以下となるよう努めてください。それぞれの価格を超える場合は、下記のとおり調達に努めたことに該当することを確認してください。（下記３の申請欄に要記入）

３　蓄電システムの調達について

□　販売事業者等に対して、家庭用にあっては１２５，０００円/ｋＷｈ以下、業務用にあっては１１９，０００円／ｋＷｈ以下の蓄電システムの調達可否の確認を行いましたが、条件を満たす蓄電システムの調達が困難なため、表面の設備について申請します。

記入日	年　　月　　日
所在地	
法人名及び 代表者職・氏名	
理由	□ 複数の見積りを取ったが、全て基準以上 □ えひめ太陽光発電設備等共同購入事業を利用 □ 他に選択肢がない（具体的な理由をご記入ください。） □ その他（具体的にご記入ください。）

様式第３号（第４条関係）

事業費内訳書

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>費目</th><th>細分</th><th>補助対象経費（税抜き）</th></tr>
<tr><td colspan="5">補助対象経費</td></tr>
<tr><td rowspan="14"></td><td rowspan="9">工事費</td><td rowspan="3">本工事費
（直接工事費）</td><td>材料費</td><td>円</td></tr>
<tr><td>労務費</td><td>円</td></tr>
<tr><td>直接経費</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">本工事費
（間接工事費）</td><td>共通仮設費</td><td>円</td></tr>
<tr><td>現場管理費</td><td>円</td></tr>
<tr><td>一般管理費</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">附帯工事費</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">機械器具費</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">測量及び試験費</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="3">小　計</td><td>円</td></tr>
<tr><td>設備費</td><td colspan="2">設備費</td><td>円</td></tr>
<tr><td>業務費</td><td colspan="2">業務費</td><td>円</td></tr>
<tr><td>事務費</td><td colspan="2">事務費</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="3">合　計</td><td>円</td></tr>
</table>

注１　経費の費目、細分等は、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱別表第２に従い、事業ごとに事業費内訳書を作成すること。

２　補助対象経費の根拠となる見積書等も併せて提出すること。

様式第４号（第４条関係）

年　　月　　日

西条市長　　殿

誓約事項及び同意事項

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に当たり、次の事項について誓約・同意いたします。

□ 私は、市が実施する地球温暖化対策及び健全な水循環の保全の取組等に協力します。

□ 西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱第２条第２項第１号から第８号までに規定する交付の対象としない者に該当しません。

□ 補助金の交付に必要な範囲で、市が、私の住民記録情報を調査し、又は確認することについて同意します。

□ 導入設備を法令、条例等に適合して設置します。

□ 市が行う補助対象設備の使用状況、補助対象施設の電力使用量及びその他必要な事項に関する調査に協力します。

□ 市からの報告要請や検査に対し、誠実に対応します。

□ 導入設備について、補助金受領後も、管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従い、効果的な運用を図ります。

申請者　　　　　　　　　　　　　㊞

【個人が申請する場合】

申請者氏名	カナ	
	漢字	
住　　所		
生年月日		

【事業者が申請する場合】

役員等氏名一覧表（誓約・同意する者）

事業者の名称				
事業者の所在地				
No.	役　　職	氏　　名		
1		カナ		
		漢字		
	生年月日	住　　所		

注１　法人登記事項証明書のとおり記載してください。また、役員は監査役を含む個人全てを裏面に記載してください（監査法人等は記載不要）。

２　事業完了までに役員の構成等に変更があった場合は、実績報告を行うまでに軽微な変更届出（様式第１０号）を提出してください。

（裏面につづく）

（裏面）

以下に役員を記載してください。また、記入欄が不足する場合は、適宜行を追加してください。

<table>
<tr><td>№</td><td>役　　職</td><td colspan="2">氏　　名</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2</td><td rowspan="2"></td><td>カナ</td><td></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">住　　所</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>№</td><td>役　　職</td><td colspan="2">氏　　名</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3</td><td rowspan="2"></td><td>カナ</td><td></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">住　　所</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>№</td><td>役　　職</td><td colspan="2">氏　　名</td></tr>
<tr><td rowspan="4">4</td><td rowspan="2"></td><td>カナ</td><td></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">住　　所</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>№</td><td>役　　職</td><td colspan="2">氏　　名</td></tr>
<tr><td rowspan="4">5</td><td rowspan="2"></td><td>カナ</td><td></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">住　　所</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>№</td><td>役　　職</td><td colspan="2">氏　　名</td></tr>
<tr><td rowspan="4">6</td><td rowspan="2"></td><td>カナ</td><td></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">住　　所</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第５号（第４条関係）

年　　月　　日

西条市長　　殿

委任者　　住　所

氏　名

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金の請求及び受領に関する委任状

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金の請求及び受領に関する一切の権限を下記の者に委任いたします。

記

受任者

住所（所在地）	
事業者	
代表者	
電話番号	
E-Mail	

注　受任者は、補助金の交付決定が得られなかった場合又は取り消された場合には、委任者に対し、補助金相当額の支払を請求するものとし、その旨を了承しています。また、本補助金相当額は、事業が完了した後、適切に実績報告書の提出がなされ、請求があってから、支払が行われることも了承しています。

様式第６号（第５条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

西条市長　　　　　　　印

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のありました西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金については、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第５条の規定により、下記のとおり交付を決定したので、通知します。

記

１　補助金の種類と交付決定額

補助金の種類	交付金額
個人向け（家庭用）太陽光発電設備	円
個人向け（家庭用）蓄電池	円
事業者向け（事業所用）太陽光発電設備	円
事業者向け（事業所用）蓄電池	円
交付決定額合計	円

２　交付条件

(1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。

(2) 補助事業完了後又は交付の決定に係る会計年度終了時に実績報告書を提出すること。

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、二酸化炭素排出抑制対策費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０１号）の定めるところにより事業を実施しなければならない。

(4) この補助事業は、市長が補助対象設備等の使用状況等の報告や検査を求めることがある。

（裏面に続く）

（裏面）

(5) この補助事業は、市長及び監査委員が調査又は監査することがある。

(6) 交付要綱第１４条各号の規定のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(7) (6)により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(8) (7)により補助金の返還を求められたときは、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

(9) (7)により補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した遅延損害金を納付しなければならない。

(10) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。ただし、補助事業者が個人の場合はこの限りでない。

(12) 補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。ただし、取得財産等については、当該取得財産等の処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない（個人の場合を除く。）。

(13) 補助事業の完了によって相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

様式第７号（第６条関係）

年　　月　　日

西条市長　　殿

申請者　郵便番号〒

住所・所在地

氏名（ふりがな）・名称

□法人（名称・代表者の職・氏名）□個人（氏名）

担当者氏名

電話番号

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金財産処分承認申請書

年　月　日付け　第　号により交付決定を受けた西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金に係る補助事業により取得していた財産を下記のとおり処分したいので、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱第６条の規定により申請します。

記

１　補助金交付決定通知番号

年　　月　　日付け　　　　第　　号

２　対象となる財産

取得財産等	
取得財産等に係る補助対象事業費	
補助金額	
設置場所	西条市
財産取得年月日	
経過年数	
財産処分制限期間	
補助金返還額	

（裏面につづく）

（裏面）

3　補助対象者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　処 分 の 方 法（該当する項目に○印）

売　却	譲　渡	交　換	貸　与	担　保	廃　棄	その他

注　「その他」の場合は、その内容について具体的に記入してください。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

5　処 分 の 時 期　　　　　　年　　月　　日

6　処 分 の 理 由

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

7　補助金返還額の算出根拠

8　添付書類（平面図、処分対象機器等仕様書、写真及びその他参考となる資料）

様式第８号（第８条関係）

年　　月　　日

西条市長　　殿

申請者　郵便番号〒

住所・所在地

氏名（ふりがな）・名称

□法人（名称・代表者の職・氏名）□個人（氏名）

担当者氏名

電話番号

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金変更（廃止）承認申請書

　　年　月　日付け　第　号により交付決定を受けた西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金について、次のとおり変更（廃止）の承認を受けたいので申請します。

１　補助金の種類と変更（廃止）後交付申請額

補助金の種類	変更（廃止）後交付申請額(A)	既交付決定額(B)	増減額(=A-B) ※負数は、△で表記すること
個人向け（家庭用）太陽光発電設備	円	円	円
個人向け（家庭用）蓄電池	円	円	円
事業者向け（事業所用）太陽光発電設備	円	円	円
事業者向け（事業所用）蓄電池	円	円	円
合計	円	円	円

２　変更（廃止）の内容（変更する項目ごとに箇条書きにすること。）

変　更　前	変　更　後

注１　詳細は、事業計画書（様式第２号）及び事業費内訳書（様式第３号）にて、交付申請時からの変更（廃止）箇所が分かるように記載すること。

２　変更（廃止）した箇所について、交付申請と同様の資料を添付すること。

（裏面につづく）

（裏面）

３　変更（廃止）の理由

４　委任状

私は、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱第８条に規定する変更（廃止）承認申請に関する手続権限について、次のとおり委任します。

委任者	住所	
	氏名（法人名）	
	電話番号	
代理人（担当者）	住所	
	氏名（法人名）	
	部署	
	電話番号	
	E-Mail	

注　手続を委任した場合であっても、提出された書類の内容について、一定期間代理人と連絡が取れない場合又は市からの確認に対し、代理人から明確な回答が得られない場合は、委任者本人に連絡及び確認を行います。

様式第９号（第８条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

西条市長　　　　　　　　印

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金変更（廃止）承認通知書

年　月　日付けで変更（廃止）承認申請のあった西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金について、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第８条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

１　補助金の種類と交付決定額

補助金の種類	変更後の交付金額
個人向け（家庭用）太陽光発電設備	円
個人向け（家庭用）蓄電池	円
事業者向け（事業所用）太陽光発電設備	円
事業者向け（事業所用）蓄電池	円
交付決定額合計	円

２　交付条件

(1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。

(2) 補助事業完了後又は交付の決定に係る会計年度終了時に実績報告書を提出すること。

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、二酸化炭素排出抑制対策費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０１号）の定めるところにより事業を実施しなければならない。

(4) この補助事業は、市長が補助対象設備等の使用状況等の報告や検査を求めることがある。

（裏面に続く）

（裏面）

(5) この補助事業は、市長及び監査委員が調査又は監査することがある。
(6) 交付要綱第１４条各号の規定のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。
(7) (6)により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。
(8) (7)により補助金の返還を求められたときは、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
(9) (7)により補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した遅延損害金を納付しなければならない。
(10) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
(11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。ただし、補助事業者が個人の場合はこの限りでない。
(12) 補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。ただし、取得財産等については、当該取得財産等の処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない（個人の場合を除く。）。
(13) 補助事業の完了によって相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

様式第１０号（第８条関係）

年　　月　　日

西条市長　　殿

申請者　郵 便 番 号 〒

住所・所在地

氏名・名称（ふりがな）

□法人（名称・代表者の職・氏名）□個人（氏名）

担 当 者 氏 名

電　話　番　号

軽微な変更届出

年　月　日付け　第　号により交付決定を受けた西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金について、次のとおり軽微な変更について届け出ます。

１　軽微な変更

変　更　前	変　更　後

２　変更理由

（代理人の場合は、裏面につづく）

（裏面）

３　委任状

　私は、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱第８条第１項ただし書に規定する軽微な変更に関する手続権限について、以下の者を代理人と認め、次のとおり委任します。

委任者	住所	
	氏名（法人名）	
	電話番号	
代理人 （担当者）	住所	
	氏名（法人名）	
	部署	
	電話番号	
	E-Mail	

注　手続を委任した場合であっても、提出された書類の内容について、一定期間代理人と連絡が取れない場合又は市からの確認に対し、代理人から明確な回答が得られない場合は、委任者本人に連絡及び確認を行います。

様式第１１号（第９条関係）

年　　月　　日

西条市長　　殿

申請者　郵便番号〒

住所・所在地

氏名・名称（ふりがな）

☐法人（名称・代表者の職・氏名）☐個人（氏名）

担当者氏名

電話番号

完了予定期日変更報告書

　　年　月　日付け　第　号により交付決定を受けた西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金について、次のとおり完了予定期日の変更を報告します。

１　完了予定期日の変更

変更前	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
変更後	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

２　変更理由

（代理人の場合は、裏面につづく）

（裏面）

３　委任状

私は、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱第９条に規定する完了予定期日の変更に関する手続権限について、次のとおり委任します。

<table>
<tr><td rowspan="3">委任者</td><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名（法人名）</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">代理人
（担当者）</td><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名（法人名）</td><td></td></tr>
<tr><td>部署</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>E-Mail</td><td></td></tr>
</table>

注　手続を委任した場合であっても、提出された書類の内容について、一定期間代理人と連絡が取れない場合又は市からの確認に対し、代理人から明確な回答が得られない場合は、委任者本人に連絡及び確認を行います。

様式第１２号（第１０条関係）

年　　月　　日

西条市長　　殿

申請者　郵 便 番 号 〒
住所・所在地
氏名・名称（ふりがな）
□法人（名称・代表者の職・氏名）□個人（氏名）
担 当 者 氏 名
電　話　番　号

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金実績報告書

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金の交付決定を受けた補助事業について、必要書類を添えて次のとおり報告します。

１　交付決定日及び交付決定通知番号

交付決定日	交付決定通知番号
年　　月　　日	第　　号

２　補助金実績額

補助金の種類	補助金実績額
個人向け（家庭用）太陽光発電設備	円
個人向け（家庭用）蓄電池	円
事業者向け（事業所用）太陽光発電設備	円
事業者向け（事業所用）蓄電池	円
実績額合計	円

３　添付書類
別添のとおり

（代理人の場合は、裏面につづく）

（裏面）

４　委任状

私は、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱第１０条に規定する実績報告に関する手続権限について、次のとおり委任します。

委任者	住所	
	氏名（法人名）	
	電話番号	
代理人（担当者）	住所	
	氏名（法人名）	
	部署	
	電話番号	
	E-Mail	

注　手続を委任した場合であっても、提出された書類の内容について、一定期間代理人と連絡が取れない場合又は市からの確認に対し、代理人から明確な回答が得られない場合は、委任者本人に連絡及び確認を行います。

様式第１３号（第１０条関係）

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表　（　　年度）

区分／財産名	規格	数量	単価（円）	金額（円）	取得日	耐用年数	保管場所	補助金額（円）	備考

注　対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱に定める処分制限額以上の財産とする。

様式第１４号（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

西条市長　　　　　　　　　印

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付け　第　号により交付決定した西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金については、　　年　　月　　日付け実績報告書に基づき、次のとおり交付額を確定したので通知する。

補助金等の交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

確　定　額	円

様式第１５号（第１３条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　　　殿

申請者　郵 便 番 号 〒

住所・所在地

氏名・名称（ふりがな）

□法人（名称・代表者の職・氏名）□個人（氏名）

電話番号

補　助　金　交　付　請　求　書

年　　月　　日付け　　　　　　第　　　号　にて交付額が確定した西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金について下記のとおり請求します。

記

１　補 助 金 請 求 額　　金　　　　　　　　　　　　円

２　補助金の振込先

銀行等（ゆうちょ銀行以外）の場合

金融機関名	支店名	預金種別
銀行・農協・金庫	支店 支所	普通 当座
口座番号	口座名義	
	（　　　　　　　　）	

ゆうちょ銀行の場合

	通帳記号						通帳番号（右詰めで記入）							
ゆうちょ銀行	1				0	の※								1
	口座名義													
	（　　　　　　　　）													

※　通帳の再発行回数（該当がある場合のみ記入）

様式第１６号（第１４条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

西条市長　　　　　　　　　印

西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付決定（一部）取消通知書

年　　月　　日付け　第　号により交付決定した西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金については、次のとおり交付決定を（一部）取り消したので通知する。

補助金の種類	
既交付決定額	
取消前	
取消後	

（取消理由）

様式第１７号（第１５条関係）

年　　月　　日

西条市長　　殿

報告者　郵便番号〒

住所・所在地

氏名（ふりがな）・名称

□法人（名称・代表者の職・氏名）□個人（氏名）

担当者氏名

電話番号

自家消費に関する報告書

年　月　日付け　第　号により補助金の交付決定を受けた西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金に係る補助事業について、西条市脱炭素重点対策加速化事業費補助金交付要綱第１５条の規定により、次のとおり報告します。

補助対象設備及び発電状況

報告期間	年　月～　年　月	
上記期間の発電量	（A）　kWh	
上記期間の売電量	（B）　kWh	
上記期間の自家消費量	（C）　kWh	（A）－（B）
上記期間の自家消費率	％	（C）÷（A）
発電量の把握方法	□　データ計測装置を設置（モニターを撮影） □　データ計測装置を設置（パソコン等から出力） □　その他（　　）	
自家消費量又は売電量の把握方法	□　データ計測装置を設置（モニターを撮影） □　データ計測装置を設置（パソコン等から出力） □　その他（　　）	

注　発電量を把握できる根拠書類及び自家消費量又は売電量を把握できる根拠書類を添付して提出すること。